

別記第1号様式（意見募集要領）

鴨川市過疎地域持続的発展計画（案）についての意見を募集します。

【政策案について】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法により一部過疎地域に指定されている旧天津小湊町の区域について、過疎地域からの自立に向けて地域の持続的発展を実現させるために必要な各種施策などを定めるものです。

【意見を提出することができる方】

- 1 市内に在住、在勤又は在学されている方
- 2 市内に事務所又は事業所がある個人、法人その他の団体
- 3 募集している事案に利害関係がある方

【公表するもの】

- 1 鴨川市過疎地域持続的発展計画（案）
- 2 （参考資料）鴨川市過疎地域持続的発展計画（案）の概要

【案などの公表】

- 1 鴨川市役所1階の市政情報コーナーで閲覧できます。
- 2 鴨川市役所3階の企画総務部企画政策課で閲覧できます。
- 3 市のホームページで閲覧できます。

【意見募集期間】

令和8年1月14日（水）から令和8年2月5日（木）まで

（意見募集期間が30日未満である理由）

本計画は、鴨川市第5次5か年計画の策定と併せ、市民意見を十分に反映した計画の策定作業を進めてきたものであり、また、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、千葉県知事との協議を経て令和8年第1回定例会に議案として上程する予定であるため。

【意見の提出方法】

案に対するご意見、住所・氏名（法人の場合は名称・所在地）を明記して、次の方法により提出してください。

① 窓口への文書の提出

鴨川市役所3階の企画総務部企画政策課へ提出してください。

② 郵便での提出

〒296-8601 鴨川市企画総務部企画政策課宛て送付してください。（最終日の消印まで有効）

③ ファクシミリでの提出

FAX番号：04-7093-7851 に送信してください。

④ 電子メール

アドレス iken004@city.kamogawa.lg.jp に送信してください。

⑤ オンラインでの提出（LoGo フォーム）

QRコード



アドレス <https://logoform.jp/form/WzTS/1393093> にアクセスし、回答してください。

【実施担当課／問合せ先】

鴨川市企画総務部企画政策課企画係 電話番号 04-7093-7828

【ご注意とお願い】

- 1 いただいたご意見は、決定の参考とさせていただくとともに、取りまとめて市の意見を付して公表します。（ただし、個人情報などは公表しません。）
- 2 電話によるご意見の受付や、ご意見をいただいた方に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。